大衆斗争

我々の斗いが大衆的なものとなったのは二・二処分以後であった。その間、昨年十月末以来、我々はあくまでも編集部内の問題は編集部の自治として解決し、即時に題字返還、ロックアウト解除、編集に凍結の解除を行なうことが、理事会が編集部に介入しないことを明らかにする唯一の方法であるとして、理事会の代表としての印南理事長と話し合ったのみで、大衆的な斗いを持つことはできなかった。十二月以降、マッ[illegible]共斗としてビラまき等の活動にはいったわけだが、これまで御用新聞とみなされていたり、地方父兄に対する郵送購読が多かったせいもあり、全く学生大衆に基盤を持っていなかったため、とりわけ和泉においてはその反響を我々は直接感じることがほとんどなかった。

二・二以後、評議員会決定により、白石理事を委員長とする再刊特別委員会が設けられ（実質的にはOBにより）刊再号と称して、御用新聞そのものの新聞が発行され始めた。ここにおよんで、学生会、学苑会両中執から抗議声明が出され、そして、評議員会に実力介入し、一切の議事進行をさせず、団交に応じることを確約させた。しかし、その後の団交でOB評議員はただの一度、二人が出てきたのみであった。直接の責任者である一方[illegible]理事と共に逃亡し続けてきた。我々は、教職員理事を中心に一貫して団交を追及し、理事の一人一人の果してきた役割とその犯罪性に対し自己批判を求めてきた。

特に我々は、松岡理事に対して執拗に授業介入を繰り返してきたが、松岡理事は当初から進歩的で中立的な立場を取り続けてきた。しかしながら、実際にはそういった[illegible]反動理事の[illegible]を許し、結果的[illegible]、それに責任[illegible]員を選出。印南理事長にいたっては、6・21の団交において大学当局より口止めされていると言った言葉を語って、それ以後全く何も語らなくなってしまった。白石、和田教授は、我々が授業介入を始めるや、これまでのタカ派的態度を手のひらを返すようにひるがえし、自己批判をした。それはまさしく、七・一〇団交で高木教授が口にした「力関係」以外の何物でもないだろう。すなわち、彼らの予期した以上に執拗な我々の団交と、そして、それにともなう大衆的昂揚は、事態がこれ以上長びけば、他の学内斗争にも影響をおよぼし、試験にも支障をきたすかもしれない、といった配慮がなされたことは明らかである。

七・一〇において、我々は基本的な要求項目を勝ち取り、一応の勝利を得たわけである。しかしながら、この決定が、OBおよび大学当局のいかなる段階でなされたものか明らかではなく、OBによって構成されている参与会によって、あの反動的な参与会答申が出されたのであるが、特にOBによっての巻き返しがなされる可能性がある。二・二処分等を決定した評議員会という組織は（はっきりとしたことはわからないが）65年以後に作られ、その構成は、OB10名、学内役職者10名、学識経験者10名で構成されている。学内役職者は学生会、学苑会中執委員長、各学部長等で構成されている。ここで曲者なのは、学識経験者というもので、これまでの評議員会では、多数のOBと学内有力者を含んでおり、実質的には学生代表2名を除く28名をOBと学内有力者で占めていたのである。これは、それまで最高決定機関を学会発[illegible]会（編集部）としていたものを、OBが主導権を持つように組織を変えていったものである。したがって、我々の要求にしたがって確約書を得たとはいえ、今後編集部を中心とした体制を作る過程において様々な障害があらわれるであろうし、我々がこの間の団交で明らかにしてきたものは、矛盾のほんの一部でしかなく、それをさらに暴露してゆかねばならないであろう。

文責・和泉地区マッ[illegible]共斗